

【R3. 9. 22更新版】

# 「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」 宿泊券(コンビニ券)取扱マニュアル



長崎県／(一社)長崎県観光連盟

## 1. はじめに

本事業における「宿泊券（コンビニ券）」の取扱いについては、本書、並びに別添資料を確認のうえ、間違いのないようお願いいたします。

なお、本マニュアルに掲載のない事項につきましては、お手数ですが、事務局までお問い合わせください。

### ■目次

1. はじめに	1
2. 宿泊券（コンビニ券）の内容について	2
3. その他重要事項	3
4. 宿泊券（コンビニ券）の受け取り	4
5. 市町の宿泊割引制度との併用について	4
6. 請求手続き	5
7. よくある質問	8
8. 様式集	11
9. 事務局連絡先	11

### ■別添資料

1. 様式第1号 請求書
2. 様式第2号 利用実績報告書
3. 様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
4. 様式集（記入例）
5. 宿泊券サンプル（ファミリーマート、キャンペーン事務局販売分）
6. お客様向けQ&A及び「宿泊券（コンビニ券）」使用例

## 2. 宿泊券（コンビニ券）の内容について

- (1) 券名称：ふるさとで“心呼吸”の旅 宿泊券（以下、「コンビニ券」という。）
- (2) 額 面：6,000円（販売価格：1,000円）
- (3) 発売枚数：8万枚
- (4) 発売場所：県内のセブンイレブン、ファミリーマート各店舗
- (5) 利用期間：令和3年9月25日（土）～1月1日（土）チェックアウトまで  
（令和3年3月8日（月）午前10時から販売開始）※販売終了
- (6) 予約期間：令和3年9月23日（木・祝）～12月31日（金）
- (7) 購入枚数：1人当たり5枚まで
- (8) 購入方法
  - ①コンビニWEBで申込 → コンビニ店頭で支払・チケットの受取 → 利用
  - ②コンビニWEBで申込・決済 → コンビニ店頭でチケットの受取 → 利用※店頭での混雑・複数購入を防止するため、店内端末機での販売は行わない。  
※券面に購入者名（宿泊者名）を印字する。  
※離島などコンビニ店舗がない地域もあることから、キャンペーン事務局への電話  
申込による郵送にも対応する。
- (9) 利用条件：1人1泊6,000円（税・サ込）以上の宿泊に1人1枚利用可。
- (10) 利用者：県民限定。券面に記載の本人及びその同伴者
- (11) 利用手順
  - ①「ながさき旅ネット」の専用ページで、宿泊券が利用可能な宿泊施設を確認。
  - ②ご希望の宿泊施設に各種方法で予約。ただし、事前決済での予約は不可（現地払いのみ）。  
〔予約方法〕・宿泊施設へ直接予約（電話、自社ホームページ）  
・OTA、旅行会社経由での予約 など
  - ③宿泊施設での現地支払いの際にコンビニ券を提出する。
- (12) その他利用にあたっての注意事項
  - ・1人1泊につき1枚利用可。
  - ・期間中1人1施設、最大3泊まで利用可。（最大3連泊まで利用可）
  - ・1人当たり6,000円（税・サ込）未満の宿泊プランでの利用不可。
  - ・購入者以外の利用は不可。ただし、購入者と一緒に宿泊する県内同伴者は利用可。
  - ・購入者は券面の所定欄に住所（市町）と電話番号を記載するようにする。なお、複数参加で利用する場合は購入者が全ての券面に記載する。
  - ・転売や譲渡、現金との引き換えは不可。

- ・宿泊券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者はその責を負わない。
- ・券面に記載している有効期限「令和3年4月30日チェックアウト分まで」については、「令和4年1月1日チェックアウト分まで」に読み替える。
- ・有効期限（令和4年1月1日チェックアウトまで）を経過したものは無効。
- ・キャンペーン日程期間での利用が難しいお客様については、コンビニ券の払い戻しに対応する。（詳細は、ながさき旅ネットに掲載）  
 【払い戻し期間】 令和3年9月23日（木）～12月31日（金）  
 【払い戻し方法】  
 コンビニ購入の場合・・・購入したコンビニ店で払い戻し  
 事務局に電話申込にて購入の場合・・・事務局にコンビニ券と必要事項を記入した用紙を送付し、払い戻し

### 3. その他重要事項

- （1）GoTo トラベルが再開された場合の取扱
  - ・再開の前日までで本キャンペーンのコンビニ券販売を終了する。
  - ・すでに購入したコンビニ券の利用は可能であるが、GoTo トラベルとの併用は不可。
  - ・宿泊施設は、GoTo トラベルを利用した方がお得な場合、お客様に GoTo トラベルへの振替案内をお願いします。
  - ・GoTo トラベルへの振替によりコンビニ券が不要になった場合は、購入したコンビニ店舗でコンビニ券の払い戻し対応を行う。（購入した店舗以外での払い戻しは不可）また、事務局で発行したコンビニ券は事務局で払い戻し対応を行う。
- （2）市町の宿泊割引制度との併用について
  - ・第1弾キャンペーンとの併用可。その際、まず県の制度を利用し、残額に対して市町制度を利用。ただし、市町によっては併用を不可とする場合があるので、対象の市町の制度を確認すること。
- （3）第2弾キャンペーンとの併用について
  - ・**第1弾キャンペーンとの併用は不可。**
- （4）地域限定クーポン券について
  - ・**第1弾キャンペーン利用者は、付与対象となりません。ご注意ください。**
- （5）コンビニ券利用者の県民確認について
  - ・チェックイン時に免許証等を提示させての県民確認は不要です。ただし、宿泊者名簿または宿泊者カードに宿泊者全員分の記載をお願いし、それに基づき、県民確認をして下さい。また、コンビニ券に記載の名前と宿泊者の突合を行って、本人確認をして下さい。
  - ・個人情報取り扱いには十分にご注意ください。
- （6）キャンペーン事務局によるコンビニ券の販売について
  - ・キャンペーン事務局では原則、宿泊を予定している本人からの電話申込み、入金確認後、コンビニ券を郵送することとしています。そのため、宿泊施設がお客様の代理となつての申込みは行わないで下さい。また、コンビニ券の申込みから到

着まで時間を要しますので、事務局販売のコンビ二券を購入しようとするお客様から宿泊予約を受付ける際、その点も考慮して下さい。

- コンビ二券はEVENTIFYが発行します。台紙のデザインがセブン、ファミリーマートと異なりますのでご注意ください。

#### (7) その他、宿泊施設へのお願い

- 1人1泊当たり6,000円以上(税・サ込)の宿泊プランが割引対象。
- 食事やお土産などの付加価値をつけて6,000円以上(税込)のプランを作ることは可。
- 換金性の高い金券等(プリペイドカード、商品券等)の特典付与は不可。
- 同一人物の同一施設での割引利用は3泊まで。請求時に超過が顕著な場合、立入検査等実施のうえ助成対象としない、もしくは助成済みの場合は返還を求めることがある。
- 役員や従業員が自社の施設に宿泊する場合は割引対象外。

### 4. 宿泊券(コンビ二券)の取扱い

#### (1) コンビ二券半券への記入

- 半券の表面の空欄に住所(市町)と電話番号の記入をお願いして下さい。  
※宿泊施設による代筆は不可。  
※券面に購入者名(宿泊者名)が印字済み。なお、事務局発行のコンビ二券には事務局で手書きしている。
- 半券の裏面に、宿泊年月日、宿泊施設名(ゴム印、社判、手書きのいずれでも可)を記入してください。(事務局で宿泊券と利用実績報告書(様式第2号)との突合を行います)
- 本券(宿泊施設控え・保管用)は、宿泊施設で保管してください。

#### (2) 利用実績報告書の作成

- 利用実績報告書(様式第2号)を作成してください。作成方法は、様式集(記入例)をご覧ください。

### 5. 市町の宿泊割引制度との併用について

県内市町が独自に実施する宿泊料金の割引制度との併用は可です。その場合、以下のとおり取り扱って下さい。

1. 県のコンビ二券を先に適用してください。
2. 県のコンビ二券を適用後、まだ宿泊料金に差額(お客様負担)がある場合、残額に市町の割引制度を適用してください。

(例示) 13,000円の宿泊プランをご利用の場合(※市町の宿泊助成 1/2の場合)

- ① 宿泊券6,000円を利用
- ② 差額の7,000円に対して、●●市の割引制度を利用  
●●市宿泊助成額7,000円  $\times$  1/2 = 3,500円  
お客様負担は、差引3,500円となります。

※各市町が実施する宿泊割引制度は市町で異なります。また、市町によっては併用ができない場合もありますので、各宿泊施設でご確認ください。

## 6. 請求手続き

### (1) 概要

- 請求書受付期間
  - 〔3月宿泊分〕 3月15日(月)～4月9日(金) 厳守
  - 〔4月宿泊分〕 5月14日(金) 厳守
  - 〔7月宿泊分〕 8月16日(月) 厳守
  - 〔8月宿泊分〕 9月15日(水) 厳守
  - 〔9月宿泊分〕 10月15日(金) 厳守
  - 〔10月宿泊分〕 11月15日(月) 厳守
  - 〔11月宿泊分〕 12月15日(水) 厳守
  - 〔12月宿泊分〕 1月10日(月) 厳守

※請求書提出期限は厳守してください。

- 支払日 原則、2週間ごとに支払い  
※できるかぎり早めの支払いに努めます

### (2) 請求の流れ

- 1～2週間分の実績をとりまとめて請求書、資料を作成
- ↓
- 受付期間内に事務局へ郵送
- ↓
- 事務局が定める支払日に指定口座へ振込  
※書類に不備があった場合は、振込手続きが遅れることもあります

### (3) 請求方法

- 事務局指定の請求書(様式第1号)を使用し、利用実績報告書(様式第2号)、コンビニ券の半券をセットにして、事務局へ請求してください。
- 可能な限り、配達記録が残る形(書留、宅配便等)で送付してください。配達中、宿泊券の紛失等が発生しても、県及び事務局はその責任を負いません。
- 送付にかかる費用は、宿泊施設様のご負担になります。
- 請求書の提出は、受付期間内であれば、いつでも、何回でも構いません。

#### ●提出書類

- コンビニ券の半券
- 様式第1号 請求書
- 様式第2号 利用実績報告書

#### ●請求書の記載方法

- 記載方法については、様式集(記入例)を参考にしてください。
- 送付前に、請求金額、利用実績報告書に記載しているコンビニ券の合計枚数、送付枚数が一致しているか、必ずご確認ください。
- ※記載ミス等があると、手続きに時間がかかり、振込の時期が遅れてしまいます。

(4) コンビニ券の控え保管

- コンビニ券を事務局に送付される際は、必ず、手元に本券（宿泊施設控え・保管用）を保管しておいてください。
- 控えがなく、宿泊施設様と事務局の確認枚数に相違がある場合は、精算ができない場合があります。

(5) 請求書等の送付先

● 「ふるさとで“心呼吸”の旅 キャンペーン」事務局

〒850-0033 長崎市万才町3-13 第1森谷ビル6階

TEL：050-8881-6357（宿泊事業者専用ダイヤル）

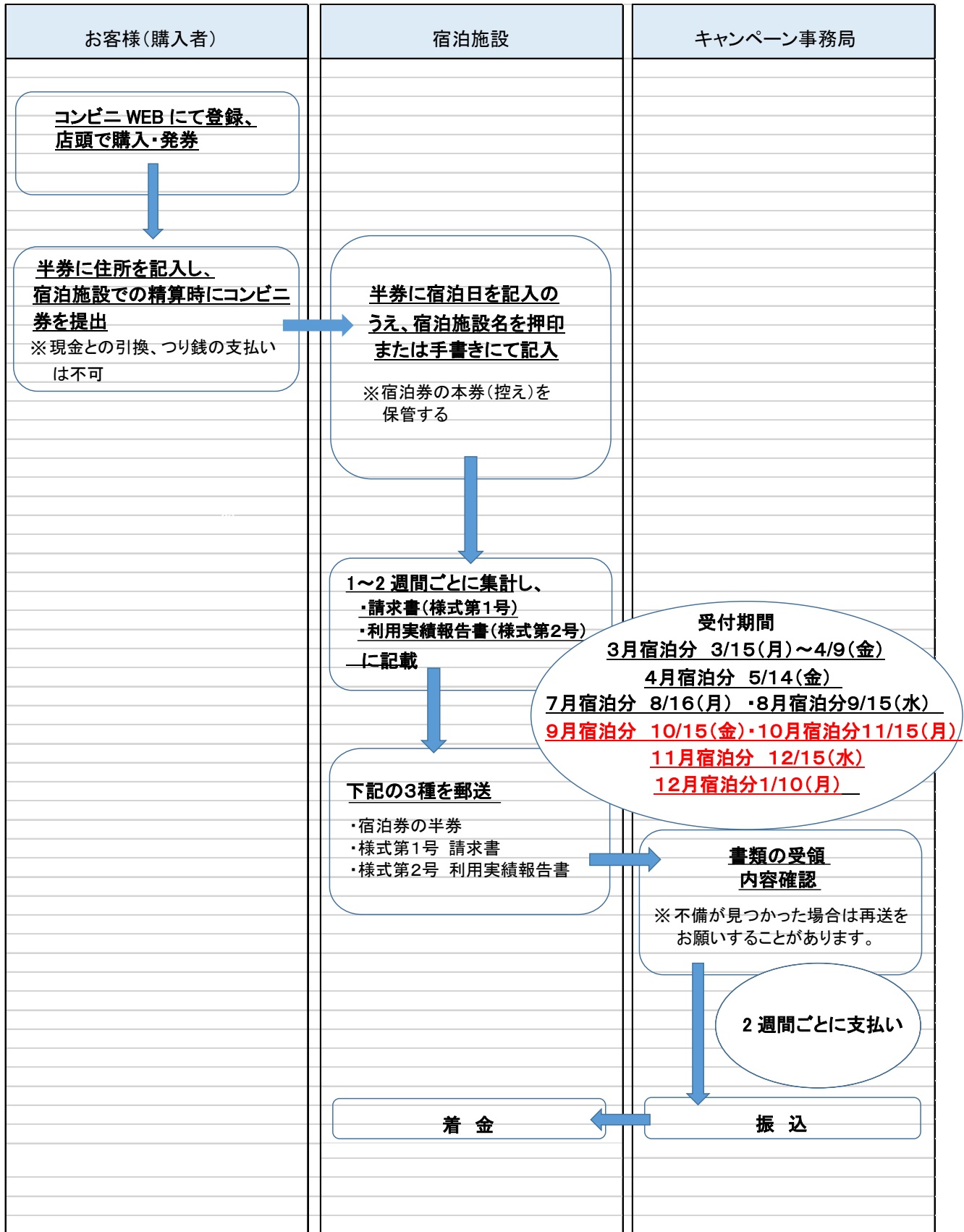
TEL：050-8881-6347（一般利用者専用ダイヤル）

FAX：095-821-9280

開設期間：令和3年7月1日（木）～令和4年1月31日（月）

営業時間：平日9：30～17：30 ※年末年始休業

(参 考) 請求～支払い事務の流れ





## 7. よくある質問（FAQ）

### 【変更手続き関係】

Q1 利用申請後に、宿泊施設の名称や代表者の変更があった場合の手続きは？

A1 各種変更届及び利用施設解除届（様式第3号）を提出してください。

### 【宿泊券（コンビニ券）の利用方法】

Q2 「ふるさとで“心呼吸”の旅 宿泊券」と現金の併用はできるか。

A2 宿泊券（コンビニ券）と料金の差額は、現金で支払うことになります。  
例）12,800円の利用代金については、以下のような支払方法になります。  
6,000円券1枚と6,800円を現金等で支払い

Q3 「ふるさとで“心呼吸”の旅 宿泊券」のお釣りは出せるのか。

A3 お釣りは出せません。  
6,000円（税・サ込）未満の宿泊プランには、本券は利用できません。  
宿泊券と現金の交換は絶対にしないようにお願いします。

Q4 1泊あたり3,000円の宿泊プランで2泊した場合、利用可能か。

A4 利用できません。1人1泊6,000円（税・サ込）未満の宿泊プランには、本券は利用できません。

Q5 日帰り商品にも使えるか。

A5 利用できません。

Q6 キャンセルが入った場合は、予約者からキャンセル料をコンビニ券で支払うと申し出があったが、利用可能か。

A6 利用できません。

Q7 宿泊料金が6,000円に達せず、施設内にレストランなどが無いため、食事付きのプランを作ることができない。周辺の飲食店の商品とセットにしたプランは対象になるのか。

A7 飲食店と連携した食事プランは可です。ただし、セットとなるものに金券など換金性のあるものを組み込むことは不可です。

【換金性があると考えられるもの】

飲食店での食事券、クオカードなど対象の宿泊期間外に単独で利用できるもの

Q8 施設一棟・一室が一泊当たり10,000円（人数による料金の変動なし）で、二人で宿泊する場合、一人分だけ適用することはできないのか。

A8 適用か否かは、一人一泊当たりの宿泊単価の金額がベースとなります。この場合（2人宿泊の場合）、一人当たりの宿泊単価は5,000円となり、6,000円を下回るため、二人分ともに適用外になります。

Q9 宿泊した宿に付随する体験メニューやエステなどにも充てられるのか。

A9 最初から「宿泊プラン」に組み込まれていれば、利用可能です。

Q10 旅行会社からの宿泊手配分は利用できるか。

A10 宿泊予約サイトや旅行会社を通じた宿泊手配分は現地払いの場合のみ利用できません。

### 【県民限定について】

Q11 県民の方と一緒に県外の方が宿泊する場合、宿泊券（コンビ二券）は利用できないのか。

A11 県民の方は利用できますが、県外の方については利用できません。なお、県民とは、実態として、県内に居住している方と想定しています。

Q12 宿泊者が県民かどうかの確認はどうするのか。

A12 宿泊者名簿または宿泊者カードに宿泊者全員分の記載をお願いして、それに基づき確認して下さい。なお、運転免許証等での確認は不要です。また、利用実態を確認するため、宿泊者名簿または宿泊者カードの提出をお願いする場合がありますので、きちんと保管をお願いします。

## 【その他】

Q13 事務局へ請求する際、宿泊証明等の添付が必要か。

A13 不要です。事務局への請求の際は、下記の書類のみの提出になります。  
・宿泊クーポン券の半券 ・様式第1号 請求書  
・様式第2号 利用実績報告書

Q14 宿泊施設は請求する際に、何らかの手数料を負担する必要があるか。

A14 書類の郵送料のみです。

Q15 コンビニ券を利用できる宿泊施設は、どのように公表するのか。

A15 観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」の専用ページにより公表します。

Q16 偽券を受け取ってしまったときは、どうしたらよいか。

A16 明らかに偽物と分かるものを受け取った場合は、宿泊施設の責任で処理してください。各コンビニ券の見本を参照のうえ、社内でコンビニ券をお取り扱いされる方々へも事前に周知してください。

<コンビニ各社の偽造防止対策（コピーガード設定等）について>

■ファミリーマート：コピーガード設定

表面：カラーコピーをすると「無効」の文字が表示される。

裏面：高性能カラーコピー機にて表面の無効表記が薄い場合に備えて、本券と半券を跨ぐ形で「Family Mart」の印刷が施されています。

■セブンイレブン：コピーガード設定及び特殊インキ加工

表面：カラーコピーをすると「copy」の文字が表記

全体：特殊インキ<パールインキ>加工

Q17 第2弾キャンペーンと併用できるのか。地域限定クーポンの付与は可能か？

A17 第2弾キャンペーンとの併用はできません。地域限定クーポンの付与は、第2弾キャンペーン利用者とするため、第1弾キャンペーン利用者には付与できません。

**※お客様向けQ&A、「ふるさとで“心呼吸”の旅 宿泊券」使用例も添付しています。  
必ず、ご一読ください。**

## 8. 様式集

- 各種様式は、別添資料を確認ください。
- 請求書（様式第1号）と利用実績報告書（様式第2号）の宿泊枚数は、必ず一致させてください。一致しない場合は、再送をお願いします。
- 各種様式は、下記 URL または QR コードをご参照ください。  
（長崎旅ネットへ移動します）

「ふるさとで“心呼吸”の旅 キャンペーン宿泊事業者向け申請関係ページ」

<https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/report/furusato-shinkokyu-cpn>



### ■別添資料

1. 様式第1号 請求書
2. 様式第2号 利用実績報告書
3. 様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
4. 様式集（記入例）
5. 宿泊券サンプル（ファミリーマート）
6. お客様向けQ&A及び「宿泊券」使用例

## 9. 事務局連絡先

- 「ふるさとで“心呼吸”の旅 キャンペーン」事務局  
〒850-0033 長崎市万才町3-13 第1森谷ビル6階  
TEL：050-8881-6357（宿泊事業者専用ダイヤル）  
TEL：050-8881-6347（一般利用者専用ダイヤル）  
FAX：095-821-9280  
開設期間：令和3年3月3日（水）～令和4年1月31日（月）  
営業時間：平日9：30～17：30 ※年末年始休業